

平成 25 年 3 月吉日

社名変更のお知らせ

社団法人和歌山県水質保全センター
会 長 吉 村 英 夫

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターは、和歌山県知事から公益法人制度に基づく移行認可を受け、平成 25 年 4 月 1 日より「公益社団法人和歌山県水質保全センター」として、新たにスタートすることに致しました。

つきましては、これまで以上に社会的責任と役割を果たすべく浄化槽法定検査事業を通して生活環境の保全及び公衆衛生の向上に一層努めるとともに和歌山の公共用水域の水質保全に微力ながら精励する所存でございます。

関係者皆様には今後とも、なお一層ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

新社名：公益社団法人和歌山県水質保全センター

社名変更日：平成 25 年 4 月 1 日

社名変更に関するお知らせ

- ・会社住所・電話・FAX 番号に変更はございません。
- ・取引先口座名義が新社名に変更になります。口座番号に変更はございません。
(当分の間は旧社名でのお振込も可能です。)
- ・現在締結しております各種契約につきましては、平成 25 年 4 月 1 日以降現行社名を新社名にお読み換え頂きお取扱賜りますようお願い申し上げます。

以上



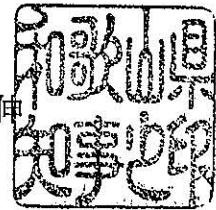
和歌山県指令総第263号

和歌山市南大工町26番地
社団法人和歌山県水質保全センター

平成24年11月2日付けで申請のあった移行認定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のとおり公益社団法人として認定します。

平成25年3月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸



- 1 法人コード：A 0 0 9 9 0 5
- 2 法人の名称：社団法人和歌山県水質保全センター
- 3 認可を受けた後の法人の名称：公益社団法人和歌山県水質保全センター
- 4 代表者の氏名：吉村 英夫
- 5 主たる事務所の所在場所
和歌山市南大工町 2 6 番地
- 6 公益目的事業
(1) 浄化槽法定検査事業
- 7 収益事業等
なし
- 8 旧主務官庁の名称：和歌山県知事

※答申書の別紙と同じ内容